

第19回リスクコミュニケーション専門調査会

講演「生産者(漁業者)から見たリスクコミュニケーションと食育の進め方」 概要

日時：平成17年9月27日(火) 10:00～

場所：食品安全委員会大会議室

講演者：新蔵敏彦氏(全国漁業協同組合連合会常務理事)

講演概要：

わが国漁業の現状

生産量、漁業就業者数共に減少傾向にある。漁業組織としての経営が難しく、合理化、再編が急務である。消費に向けて魚をどう売っていくかを考えなければいけない。水産基本計画に則り、水産物を安定に供給することや都市住民に健全なレクリエーションの場の提供を通じ、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えていくようにすることを方針としている。

リスク管理に関する取組

- ・品質管理、衛生管理に対する取組みは、売り手市場から買い手市場へという市場の変化と共に、変わり、高度化している。漁獲ごとの丁寧な取り扱いと、手早い処理、温度管理が重要な要素である。以前は、市場で直置きで入札にかけていたが、現在では、捕った後氷詰めにして、そのまま入札にかけている。衛生管理、品質管理のためには、水揚場、輸送、加工場での一貫した取組みがされている。
- ・養殖についても、カキやホタテを定期的に貝毒の検査を実施するなど、安全性の確保に努めている。検査の対象品目、海域、規制の開始日、内容などを公開している。検査をした結果基準値を超えた場合は、出荷自主規制をしている。基準をクリアしたものには、安全シールを付けて出荷するなどの工夫もされている。
- ・産地市場の衛生管理も進めており、平成16年度の水産物安全・安心推進強化事業として、管理市場の認定事業がある。優良衛生品品質管理では、チェックシートがあり、それによって市場を評価するという進め方をしている。
- ・加工場では、出荷検査として、一般細菌、大腸菌類、大腸菌ピブリオ、異物混入などのチェックを行っている。

食育・魚食普及

魚食普及のためのパンフレットやビデオの作成、料理教室の開催、学校行事への参加、体験学習の実施をしている。また、環境問題と魚食という視点での消費者との交流もすすめている。

リスクコミュニケーション

- ・情報の伝え方など、リスクコミュニケーションの重要性は、実感しているところである。生産者としてもいろいろ努力をしているが、消費者からの信頼を得るためにはまだまだ

努力が必要だと思う。万一何か問題があった場合には、正確にスピーディに情報を公開し、具体的な改善結果を伝えることが重要だと思う。

- ・消費者の考えが一番重要であるが、生産者の立場もあり、生産者、消費者双方の意見を頭に入れることにより、よりよい判断ができると認識している。

質疑応答（主な内容）：

Q：出荷後にウィルスによる汚染など何か起こった場合に、どのようなシステムによって、どのくらいの時間で生産者に伝わり、どのような対策がとられるのか。

A：漁業組合などを通じて伝わり出荷を止める。カキについては、自主規制システムがあり、それに従って対応をとる。

Q：漁業の市場がかつての売り手市場から買い手市場に変わったとのことであったが、日常的に買い手の要望を聞くシステムができているのか。

A：買い手は消費者というよりも、量販店のバイヤーということが多い。価格交渉の場面では、生産価格というより、量販店主導で決まっていくことが多い。

Q：養殖魚は抗生物質や飼料についての心配が言われたことがあったが、養殖の管理システムなどの情報が伝わってくることにより、安全であることが認識されてきたと思う。生産者側の技術革新、魚に含まれるメチル水銀への対応などについて、積極的に情報を出してほしい。

A：養殖魚の安全性などについては生産者としてもPRしているがPRの仕方をもっと工夫していかなければならないと考えている。

Q：今回のメチル水銀に関するリスクコミュニケーションはうまくいったと思うが、その後の対策に関する情報などを行政だけでなく生産者からも継続的に提供してほしい。

A：生産者も情報開示の必要性は感じている。（国に対し）リスクコミュニケーションを行う際には、消費者の保障はもちろん重要であるが、いわゆる「風評被害」が起きたときに一番ダメージを受けるのは生産者であることをよく理解してほしい。

以上

第19回リスクコミュニケーション専門調査会
講演「食品・農業・教育の立場で食育を考える」 概要

日時：平成17年9月27日（火） 10：40～

場所：食品安全委員会大会議室

講演者：門傳英慈氏

講演概要：

生産者の取組

- ・かつて、農家では農協に出荷して、値段が付けば、後は農協にお任せという考え方があった。生産者が農協に対して情報提供を求めることもしなかったし、農協も生産者に情報を積極的に出すこともなかった。しかし、現在では、栽培履歴記録簿を作成しており、生産者、農家、組合員と農協が1つのラインでつながってお互いのために取り組むという体制ができてきた。
- ・農協で集められた米の中に異品種が混入してしまうと、価値が下がってしまい、産地自体が大きく評価を下げることになるので、収穫時に使用するコンバイン、乾燥機についても掃除を徹底し、別の品種が混入しないようにするなど、栽培履歴記録との整合性を保証するために、生産者自身も緊張感をもって対応するようになった。
- ・食品製造の現場では、消費者からのクレームもありがたい。実際に寄せられるクレームに対して、製造側でいかに解決するかということに努力し、改善していくということが大事である。賢い消費者によって良い商品をつくっていただいているということもある。
- ・納豆の原料の大豆は、消費者の国産志向により、国内の作付け面積は増加傾向が見えたが、不作が続き、価格暴騰になったが、製品価格を上げるとスーパーとの取引が難しくなり、輸入の大豆を使わざるを得ない状況である。
- ・納豆の原料、原産地表示は義務ではないが、商品のデザイン上、地元でとれた大豆を使用しているように思われることもあり、一括表示の欄に、中国産の大豆を使用している旨を表示したところ、騙したようにとられることもある。現在は、原産地表示は義務ではないが、消費者のためだけでなく事業者のためでもあるので、早めに原料の原産地表示をした方がよいのではないかと思う。

食育について

- ・食育基本法を実のある法律にしていくことが大きな課題だと認識している。品目毎の消費拡大への取組のようではなく、国民総出で国民運動としての食育の推進が必要だと思う。
- ・都道府県、市町村の取組みに温度差が出ないように、必ず実施するという形を是非つけていただきたい。
- ・食育の推進のためには、高齢者の智恵を活用することも大事である。

- ・子供達への教育も、学校給食などで、単に地産地消を提唱するのではなく、ストーリー性をもって示していくことが大事である。たとえば、圃場、農場での栽培過程が見えるというのが理想である。
- ・自給率向上のために、価格や品質、安全、安心などいろいろな点から考えて、輸入農作物よりも国産のものにシフトしていくような取組を戦略として考える必要がある。
- ・五健主義（土 農業 食 人 国という風に、土が健やかであることによって国全体のためにもなる）を改めて、認識したい。

質疑応答（主な内容）:

Q：栽培履歴記録簿の記載内容の検証はどのように行っているのか。

A：記載内容がまちがっていることは全くないとは言えないが、たとえば、検査で検出されやすい農薬について、記載内容がまちがっていると売れなくなるので、売っているものでは、問題はないと思う。

Q：米の異品種の混入に対して厳しいチェックをされているようだが、作業上故意ではなく混入するのはやむを得ないと思う。消費者はそこまでの厳しさは求めていないと思う。やむを得ないことについては消費者とのコミュニケーションにより同意が得られるのではないか。

A：生産者と販売者の間でも、それぞれの工程で異品種の混入の有無について疑問が払拭しきれていない部分もある。

一方で、生産者の自己満足、産地の商売上の優位性訴求のためという側面もある。

確かに、価格に対して敏感な反応が見られる米について、異品種の混入がどの程度問題なのか、検証していく必要もあると思う。

Q：農薬の散布回数が減少したとのことであったが、使用する農薬の効果によるものか、以前は過度に使用していたのか。

A：これまでは、過度に使いすぎている傾向にあると思う。

第20回リスクコミュニケーション専門調査会
講演「東京都におけるリスクコミュニケーションの取組について」 概要

日時：平成17年10月17日（月） 14：20～

場所：食品安全委員会大会議室

講演者：小川誠一氏（東京都福祉保健局健康安全室食品監視課長）

講演概要：

都における取組

- ・平成13年の国内でのBSE発生があったこともあり、「東京都食品安全条例」を制定した。本条例では、事業者に対する「『自主回収報告制度』の創設」もされている。その後、平成17年に「東京都食品安全推進計画」を策定した。本計画の中では、11の「戦略的プラン」として、適正表示の推進、食育、リスクコミュニケーションの推進も盛り込まれている。
- ・自治体が行うべきリスクコミュニケーションは、法を踏まえ、地域の課題やニーズに即した施策に基づき、地域における事業者、住民の理解と一体となって協力を促進されるよう、議論を行っている。具体的な取組としては、このような考え方に基づく、監視指導、情報提供、調査研究などである。
- ・リスクコミュニケーションを戦略的に進める上で、行政と専門家で検討する「食品安全情報評価委員会」、情報提供のためには、「食の安全都民フォーラム」など、講習会、説明会、ホームページを運営しており、情報収集のためには、調査やパブリックコメントを実施している。
- ・また、ネット上のフォーラム「食品安全ネットフォーラム」を開設し、食品への信頼回復、食育、食品表示、食中毒対策などをテーマにして、各方面の方々からのご意見を伺っている。
- ・緊急時のリスクコミュニケーションとして、対応が難しかった事例として、都内で生産された農作物から食品衛生法の基準値を超える残留農薬が検出されたということが挙げられる。早く情報を伝える必要性和混乱を回避することを両立させるために苦労した。情報提供にあたっては「原因は何か」、「健康への影響」、「販売状況」、「改善策」について混乱がないよう説明した。特に、改善策については、調査結果の判明後に、原因と健康への影響等を含めて、「当面の対応」と「今後の善後策」を合わせて情報提供したことにより、混乱はなく、冷静な対応ができたと思っている。
- ・平常時のリスクコミュニケーションの具体的取組として、鶏肉とカンピロバクターに関する情報提供が挙げられる。食品安全情報評価委員会では、正しい理解を進める留意点として、「過度の不安を回避」、「食中毒の防止が可能であることの理解」ということを念頭において議論がされた。その結果をふまえ、「都民の目線に立った、より具体的でわか

りやすい情報提供が必要」という視点から情報提供を検討した。適切な加熱調理方法を「加熱による色の変化」(肉団子、焼き鳥)という、視覚に訴える情報提供を行うと共に、受け手の疑問に応える情報提供のためにQ & A集やパンフレット、ホームページを作成した。

- ・鳥肉を食べなくなるといった過度な反応が出ないよう、「正しい理解でおいしく食べる」ということを伝えることに留意しつつ、事業者には、「よほどきちんとしたものではない限り、生肉の提供は控える」ということを、はっきり言ってきた。

国のリスクコミュニケーションに望むこと

- ・リスクコミュニケーションを実施する際のコーディネーターは、企画段階から戦略的にある程度影響の結果まで見通しながら全体像を把握できる人が必要なのではないかと思う。そのための研修が、自治体も含めて必要。
- ・意見交換会などを自治体と共同開催するなど連携が必要。
- ・国が発信している情報について、国民の受け止め方の定期的な把握と公表が必要。自治体におけるリスク管理は、国のリスク管理と一体になって地域住民、消費者に伝わる。国における情報発信の状態を説明しながら、自治体の施策を説明していきたい。

質疑応答（主な質問）

Q：関係者からの情報を収集する場合に、トータルで情報を収集する部署があるのか。

A：情報を専門的に集める「食品医薬品安全情報係」を設けている。ここは、「食品安全情報評価委員会」の事務局でもある。

Q：ネットフォーラムについて、とりあげるテーマはどのようにして決めるのか。また、アドバイザー的な方がいらっしゃるのかどうか、参加状況、参加者の特徴について教えてほしい。

A：テーマについては、収集した情報の中から、都民の関心の高さなどを考慮し、「食品安全情報評価委員会」の委員の意見などを参考にしながら検討する。

ネットフォーラムへの参加者について、投稿者は若い方が多いようだ。投稿の量は、テーマにより変動がある。平成15年8月発足以来、現在まで約400件を超えていると思う。

Q：ネットフォーラムは、ネット荒らしなどの統制が難しいと思うが、何か工夫がされているのか。

A：投稿に特に制限をするということはないが、誹謗中傷など不適切な内容については事務局で修正させていただく。また、行政に回答を求められていると思われるものについては、行政としてコメントを出すこともある。

Q：「専門スタッフによる相談窓口」の対応マニュアルは、リスクコミュニケーションの見地に立ったものなのか、何か工夫があるのか。

A：専門家として、獣医師、畜産、水産などの分野が専門の職員で対応しているが、本人の資質と研修に頼っているところで、リスクコミュニケーションの視点での体系的な育成はまだなされていないのが現状。

意見：アメリカのATSDRでは地域住民に対する有害情報提供についてのリスクコミュニケーションマニュアルがある。政府、自治体でもこのような具体的なものを参考に検討することも必要なのではないか。

Q：東京都で行われているこのようなリスクコミュニケーションには、どのくらいのコストがかかっているのか。事故が起きてからの対応はコストがかかるので、このように、先行投資という形で体制が整えられるということが、都庁内での評価はどのようなものか。

A：都の重要施策の1つとしてすすめてきた。安全情報係の設置、「食品安全情報評価委員会」の設置などに伴う諸経費ということで予算要求をしてきた。また、このような取組が組織の中のトップにも認識されるということが施策推進に役立つと考える。未然防止を見据えて現在のような取組になっているが、未然防止について成果を客観的に評価するのは、難しいと思われる。しかし、情報提供と情報収集、情報の反映を見える形で出していくということについては、悪い評価ではないと思っている。

Q：全国的な影響がある問題は、政府で対応がとられるが、東京都で改めて別に条例をつくって制度化するというのは、ダブルの規制にならないのかという疑問があるが、どうか。

A：国の法律と競合することはない。取り組むテーマについて、明確に分けている。たとえば、「自主回収報告制度」は、生産地ではなじまず、東京が大消費地であるというという特性を踏まえてのものである。

Q：現在の科学的知見という部分で明確でないもののリスクコミュニケーションについて、どのように考えているのか。

A：科学的知見は、発展していくものなので、今の時点での最新の知見をふまえて情報を発信していくということだと思う。

以上

第20回リスクコミュニケーション専門調査会
講演「食の安全とリスクコミュニケーション
- 食の安全を県民の安心に繋げるために -」 概要

日時：平成17年10月17日（月） 15：10～

場所：食品安全委員会大会議室

講演者：成尾雅貴氏（熊本県環境生活部食の安全・消費生活課課長補佐）

講演概要：

熊本県における取組

- ・平成14年10月に知事をトップとする「熊本県食の安全対策会議」が設置された。
その後、11月に「熊本県食の安全対策懇話会」を設置し、平成15年3月に「くまもと食の安全安心のための基本方針」を策定した。4月には、食の安全・消費生活課を設置し、県の部局間の連携が強化された。さらに平成15年8月には「くまもと食の安全県民会議」が設立された。
 - ・「くまもと食の安全県民会議」は、諮問機関、委員制度ではなく、生産者や消費者等の各団体に参加していただいている点が特徴である。会長は熊本県立大学の学長（当時）で、県立大学と共催という形でのフォーラムも開催している。政策決定のために意見を聞くというだけでなく、それぞれがパートナーシップの下で、食の安全・安心を確保するというスタンスである。
 - ・県民会議では、アクションプランを採択して、進めている。例えば、
「食の安全、安心に関するQ&Aの作成」：コミュニケーションツールとして活用
 - ・食の安全県民会議の構成団体の方々からQを募集した。
 - ・Q&Aを回答兼解説書とした「チャレンジ！食博士テスト」というドリルも作成した。
 - ・これらで取り上げた項目については、県民カレッジでも同様のテーマを設定し、ドリルを活用した勉強会をしている。
 - 「安全・安心な食を消費者に提供できるような仕組み作り」
 - ・「食品関連事業者向け行動規範策定セミナー」を行い、食の安全に対する企業の取組みを広く一般に紹介することにより、従業員の行動規範への認識を高めるとともに、消費者の信頼も得ている。
- 地域活動をベースにしたネットワークの構築をめざした意見交換・情報交換
- ・「食の安全安心市町村ネットワーク」により、市町村の皆さんに県から直接情報を流している。更に、必要に応じて市町村の広報誌での周知をお願いしている。
 - ・地域単位での食の安全フォーラムの開催とも実施している。

- ・鳥インフルエンザ発生の際には、消費者、関係業者それぞれを対象とした説明会を開催した。また、BSE 発生の際には、国の確定検査の結果が出てすぐに「熊本県食の安全対策会議」をプレスオープンで開催し、知事が先頭に立って適切な指示と対応をしていることを県民に伝えた。
- ・「食の安全・安心110番」を設置することにより、一般の消費者の方の不安を有効に把握することができる。たとえば、BSE の際には、相談内容から牛肉に対する不安よりも牛乳への不安を一般の消費者がたくさん持っておられるということが見えてきて、その点を中心に情報提供した。
- ・「九州・山口地域食の安全安心行政ネットワーク」が平成17年8月に設置された。食の安全・安心についての危機管理という位置づけのネットワークであり、情報伝達責任者を決めて、連絡網が整備し、情報伝達の漏れがないようにしている。情報の共有とともに、各県が一体となって情報を発信することにより、情報の信用性を高めることができるとの考え方である。

今後の取組

- ・ポジティブリスト制の導入を控え、全国でもトップレベルの検査体制の整備を行うとともに、検査結果の迅速な公表に努めていきたい。
- ・今年度中に食の安全安心推進条例（平成17年4月1日施行）に基づく「食の安全安心推進計画」の策定を目指し、情報提供の方法についても検討していきたい。

質疑応答（主な質問）

Q：食の安全に向けた取組みとそれを伝える努力について、具体例があれば紹介してほしい。

A：各種資料については、多くをホームページに掲載するなどしている。

Q：一般消費者が情報を得る機会の確保は、どのように行っているか。

A：食の安全・消費生活課で相談を受け付けている。また、地域振興局で開催するフォーラム、地域で行う出前講座などがある。

Q：消費者の意見、県民会議の決定を施策にどのように反映させているのか。

A：県民会議やフォーラムで出された意見について、「食の安全安心Q & A」という形にして冊子や、「食育ドリル」にまとめた。

以上